

第十二回国会 大蔵委員会 議録 第十四号

昭和二十六年十一月十二日(月曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
委員 西村 直己君 理事 内藤 友明君
理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君
理事 西村 直己君 理事 内藤 友明君

出席政府委員
大蔵事務官 上東野正二君
農林事務官(農政局長) 益男君
通商産業事務官 羽柴 忠雄君
臨時通商産業局長 久太君

委員外の出席者
大蔵事務官 上東野正二君
農林事務官(農政局長) 益男君
通商産業事務官 羽柴 忠雄君
臨時通商産業局長 久太君

十一月十二日

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第七号)(参議院送付)
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

同月九日

在外公館等借入金返済実施に伴う現地通貨の換算率に關する請願(菊池義郎君紹介)(第八三二号)
水あめに対する物品税撤廃の請願(寺島隆太郎君紹介)(第八八一号)
未復員者給与法の一部改正に關する請願(刈田アサノ君外一名紹介)(第八八二号)
公務員の新退職給与制度確立に關する請願(高橋樞六君紹介)(第八八三号)

同月十日
国税減免に關する請願(石原登君紹介)(第九三七号)
公務員の新退職給与制度確立に關する請願(三池信君外二名紹介)(第九四号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
小委員及び小委員長選任に關する件
連合審査會開會要求に關する件
財産稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)
一般会計の歳出の財源に充てたるための資金運用部特別会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一三三号)
外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)
米國對日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

農林共済再保險特別會計に關する家畜再保險金の支払財源に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第二五号)

國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(予)
○夏堀委員長 これより會議を開きます。
議案の審査に入ります前に、ちよつとお諮りいたします。本委員会におきましては、毎會期議案が輻輳して、請願及び陳情書につきましては小委員會を設置して審査を進めて参りましたが、本會期も余ところ少くなりまして、この際、請願及び陳情書審査小委員會を設置したいと存じますが、この点御異議ありませんか。
○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、請願及び陳情書につきましては、小委員會を設置して審査を進めることにいたします。

○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、請願及び陳情書につきましては、小委員會を設置して審査を進めることにいたします。
なお小委員及び小委員長の選定につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。この点も御異議ありませんか。
○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

○夏堀委員長 次に、去る九日本委員會に付託されました農林共済再保險特別會計に關する家畜再保險金の支払財源に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案、及び同日予備審査のために付託されました國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案の兩案を一括議題として、まず政府當局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西川政府委員。

入金に關する法律案、及び同日予備審査のために付託されました國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案の兩案を一括議題として、まず政府當局より提案趣旨の説明を聴取いたします。西川政府委員。

農林共済再保險特別會計に關する家畜再保險金の支払財源に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案
農林共済再保險特別會計における家畜再保險金の支払財源に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案
農林共済再保險特別會計における家畜再保險金の支払財源に充てたるための一般会計から繰入金に關する法律案

政府は、昭和二十五年に於ける乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴う農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に基き家畜再保險金の支払の財源に充てたるため、昭和二十六年に於いて、一般会計から、二億一千三百四十万三千円を限り、農林共済再保險特別會計家畜勘定に繰

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 全權委員等についての旅費の定

り入れることができる。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案
國家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案

11 全權委員、全權委員代理及びその隨員(隨員にあつては、その出席すべき會議ごとに内閣總理大臣の指定する一人に限る)に對して支給する日当、宿泊料、食卓料及び支度料の額は、當分の間、第三十五條、第三十九條及び附則第四項の規定にかかわらず、左の表に掲げる定額の範圍内で大蔵大臣が定める額とすることができる。

旅費の区分	全權委員	全權委員代理	隨員
日当(一日につき)	三、九六〇円	二、一六〇円	一、七一〇円
宿泊料(一夜につき)	一一、五二〇円	六、一二〇円	四、七七〇円
食卓料(一夜につき)	三、六〇〇円	三、一五〇円	二、七〇〇円
支度料	一〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円

○國川政府委員 たいだいま議題となり
ました農業共済再保険特別会計におけ
る家畜再保険金の支払財源に充てるた
めの一般会計から繰入金に關する法
律案外一法律案につきまして、提出
の理由を御説明申し上げます。
昭和二十五年年度におきましては農業
災害補償法に基き家畜共済の対象とな
つております牛及び馬につきまして、
乳牛の結核病及び牛の流行性感冒並
に馬の伝染性貧血が異常に發生し、こ
れが支払い財源といたしまして二億一
千三百四十万二千九百円の不足が生じ
たのであります。

しかし、この支払い財源の不足
は、通常予想することができない異常
な事故により生じたもので、保険料率
の改訂によつて收支の均衡をはかるべ
き性質のものではなく、また、農業災
害補償制度の趣旨にかんがみまして
も、この支払い財源の不足を一般会計
からの繰入金をもつて補填すること
が、適当と考えた次第であります。
次に国家公務員等の旅費に關する法
律の一部を改正する法律案について申
上げます。

現行の国家公務員等の旅費に關する
法律に定める外国旅行のための日当、
宿泊料、食卓料及び支度料の定額は、
全權委員等のように特殊な使命を帯び
て旅行する者に対し支給する旅費とい
たしましては、妥當な額ではないと思
われまして、先般の平和条約締結
のための會議に際しまして、同法の規
定に基いて、臨時に、政令をもつて全
權委員等に対する旅費の定額を一般の
場合よりも増額いたしましたのでありま
す。

しかしながらかような措置は、最近

の國會において法律が改正されるまで
の暫定措置でありますので、今國會に
おいてあらためて御審議を願うため、
この法律案を提出いたしました次第であ
ります。
以上がこの二法律案の提案の理由で
あります。何とぞ御審議の上、すみや
かに御賛成あらんことをお願い申し上
げます。

○夏堀勲委員長 次に一般会計の繰出の
財源に充てるための資金運用部特別会
計から繰入金に關する法律案、外
國為替資金特別会計法の一部を改正す
る法律案、及び米國対日援助物資等処
理特別会計法の一部を改正する法律
案、及び農業共済再保険特別会計にお
ける家畜再保険金の支払財源に充てる
ための一般会計から繰入金に關する
法律案を議題として質疑を行います。
内藤君。

○内藤(次)委員 農政局長がお見えで
ありますから、二、三共済保険の点に
つきましてお尋ねしたいと思つてあ
ります。
これはさういふふうな法律が出て來
るたびごとに、実はお尋ねいたしてお
るのであります、いまさら事新しい
ことではないのであります、とにかく
この農業共済保険は、非常な綿密な
計算のもとに立案せられて、そして実
施をされておるのであります、この
施行後今日までのことを考えてみます
と、なか／＼農業共済というものは、
國家財政から見ても、非常に農
民の負担から見ても、非常にい
ろんな重大な問題が突はあるのであり
ます。もちろんこの問題の内容につき
ましては、掛金の率の問題もありまし

ようし、また被害程度の査定の上の問
題もあるかと思つておりますが、前
これはいつの國會でありましたか、前
會やはりこの種の法律が出ましたとき
に、政府は何かこの制度に対する根本
的な考えを、ひとつせなければならぬ
のではないかとお尋ねをしたとき
に、それは同感だ、農林省と協力し
て、何とかひとつ根本的なことを考
えてみたいといふふうな答えが、しば
しばあつたのであります。そこで今日
この制度につきまして、政府はどうい
うふうにかつこれをなさるつもりか。い
つもううにこれを出ると、一般
財政に依存して行くといふ御方針なの
か、どういふことなのか。政府のこの
制度に対する根本的な考えを、この
際農政局長からお聞きしたいと思つて
あります。

○夏堀勲政府委員 農業共済につきま
しても、家畜の共済につきましても、毎
年非常な赤字が出て、一般財政に
負担をかけておりますことは、まこと
に申すまでもありません、料率の問
題は過去二十年の被害統計等によりま
して、将来の予想をいたしております
ために、たま／＼ある年に異常な災害
が起りますと、そこに一般会計の赤字
補填を必要とする事態が起るのであり
まして、料率そのものは一つの均衡の
考えをもちまして、それに従つた計算
をいたしておるのであります。われわ
れといたしましては、来年初頭におき
まして新しい料率改訂等の際に、
は、相当過去の実績のほか将来の安全
増進等を考慮いたしまして、料率改
訂が合理的に行くように今努力いたし
ておるのであります。根本的にどうい
う制度にかえて行くかというお話であ

ります、料率改訂は過去の被害統計
等をとりましたために、ことに最近の被
害が非常に多くなつて参りましたため
に、遺憾ながら料率そのものが非常に
高くなつて参つております。料率が高
くなりまして場合に、國と農民がどう
いう形でこれを負担するか。農民の経
済そのものもだん／＼困難を増して参
りましたために、さう多く負担をかけ
ておるのであります、その矛盾が生じて來
ておるのであります、われ／＼とい
ましては、今の制度を続けますと、
なか／＼この矛盾の解決がむづかしい
ので、ひとつ一筆単位の、各品目別の
保険制度を、何か個々の農家単位の保
險制度に切りかえて行つてはどうか。
農家自身がやはり自分のたんばなり畑
の災害を、ある程度は負担いたしまし
て、その上を國の保険に持つて行くとい
う、一つの農家単位の保険に切りか
えて行く。従いまして料率の改訂の問
題、農家負担と國家負担の問題等につ
いても、そこに一つの骨格を描いて行
くといふような意圖を持つておるわけ
であります。遺憾ながらさういふ一つ
のデータがございせんので、来年度
等からはこれを實驗的に実施して、そ
の実施の結果が非常によければ、だん
だんそれに移行して行くといふような
考えをもつて、今検討中でございま
す。

○内藤(次)委員 この制度の根本的な
改革のことについてお尋ねしたのであ
りますけれども、料率の問題を考へて
おるといふのであります。私は料率の
問題も大事な問題でありますけれども、
さういふことよりもつと根本的
なことを、考へてみなければならぬの
じやないかと思つてあります。と申

しますのは、日本の土地柄であります
が、台灣とか樺太とかいふものはな
くなられたから、昔ほどではございま
せんけれども、とにかく日本の状態は
長くなつておるのであります、非常
に氣象條件、災害條件も地形的な關係
から運うのであります、じつと見て
おりますと、災害の起る所は大体今
日きまつておるのであります。九州の
鹿児島、宮崎、熊本あるいは四國の高
知であるとか、それから東北、北陸、
北海道のように、雪が積つて、非常に
條件の悪いところがある、実は非常に
災害が多いのであります。従つて私は
考え方として、さういふ所としか
らざる所と地域的にわけてしまふ。そ
して非常に災害の多い所は、國がそこ
に對して特別な考へを持つて行き、一
般の所は今の制度でよろしい。何かさ
ういふふうな、もつと農業共済事業全
体についての日本の農業事情に合うよ
うな、何かさういふ少根本的なことを
考へて行くべきじやないかと思つてあ
ります。さうしませんがと鹿児島、宮
崎は非常に災害が多いのであります
が、その分も災害のあまりない地方
の農家が、やはり引受けて行かなけれ
ばならぬのでありますから、さうなり
ますと、やはり災害のあまりない所
の者はさういふ制度に入らない、こ
ういふことになつて來て、全体として調
子が合つて來ないような感じがいたす
のであります。そこで政府は、料率の
問題もありませんけれども、災害の非常
に多い所を特別な制度で考へて、そこ
に對しては國が非常に手厚い考へを持
つて行く、さういふふうにならぬい
のかと思つてありますけれども、そ
れは一つのことでは考へてみるというお

りますが、料率改訂は過去の被害統計
等をとりましたために、ことに最近の被
害が非常に多くなつて参りましたため
に、遺憾ながら料率そのものが非常に
高くなつて参つております。料率が高
くなりまして場合に、國と農民がどう
いう形でこれを負担するか。農民の経
済そのものもだん／＼困難を増して参
りましたために、さう多く負担をかけ
ておるのであります、その矛盾が生じて來
ておるのであります、われ／＼とい
ましては、今の制度を続けますと、
なか／＼この矛盾の解決がむづかしい
ので、ひとつ一筆単位の、各品目別の
保険制度を、何か個々の農家単位の保
險制度に切りかえて行つてはどうか。
農家自身がやはり自分のたんばなり畑
の災害を、ある程度は負担いたしまし
て、その上を國の保険に持つて行くとい
う、一つの農家単位の保険に切りか
えて行く。従いまして料率の改訂の問
題、農家負担と國家負担の問題等につ
いても、そこに一つの骨格を描いて行
くといふような意圖を持つておるわけ
であります。遺憾ながらさういふ一つ
のデータがございせんので、来年度
等からはこれを實驗的に実施して、そ
の実施の結果が非常によければ、だん
だんそれに移行して行くといふような
考えをもつて、今検討中でございま
す。

○内藤(次)委員 この制度の根本的な
改革のことについてお尋ねしたのであ
りますけれども、料率の問題を考へて
おるといふのであります。私は料率の
問題も大事な問題でありますけれども、
さういふことよりもつと根本的
なことを、考へてみなければならぬの
じやないかと思つてあります。と申

保持であるのかどうか。ひとつ農政局長の腹案などを、お尋ねしたいと思うのであります。

○農林部府委員 ただいまの御質問は実は根本的な問題でございます。われわれ事務当局といたしましては、来年度の改訂等を控えまして、災害の非常に多い県と災害の少ない県とを、制度を別にするという考えはただいまのところ実は持っておりません。ただ過去の被害統計その他等を考えまして、災害の少ない県、災害の多い県というものは、料率そのものの問題、運用によりまして合理化して行きたいという考え方を持っております。従来の料率によつてもそういう方面の考慮を加えますと、災害の非常に少ない県といわゆる掛金が高いじやないかという不平も、若干緩和されるのじやないかという範囲内で、実は考えておる次第であります。根本的な考え方は、ただいま申し上げましたような農家単位保険の方に切りかえて行つてはどうかという考え以外は、ただいまのところ持っておりません。

○内閣(友)委員 私のお尋ねしたことに、今そういうことは考えておられぬというのでありますが、しかしこういうことをよく考えていただかないと、結局この制度は、今料率をかえられましても行詰まつてしまふと思ふのであります。ぜひ申し上げましたようなことをお考えいただきたいと思ふのであります。そこでこれは大きな問題ではございませんけれども、今日の農業共済の末端の状況を見ておきますと、なか／＼法律通り行つておられぬのであります。正直に申し上げますと、私も少しばかりのたんぼをつ

くつておりますが、農業共済の金ほらうことになつておるやうでありますけれども、一度ももらつたことはありません。それが、何がしかはよそのところにも流れて行くやうであります。こういうことはどういふふうな政府なり県が監督しておられませうか。それはあるいは農業協同組合の掛金の方へ流れて行つたり、あるいはそのほかの農事実行組合の費用になつたりするのにも存じませんが、各農家個人の負担のかわりでありまして、結局それは農家に入つたことになるのか存じませんが、一番末端がかなりルーズになつておるのではないかと申すのであります。正直に申しますと、これは私が体験しておりますから、よくわかるのであります。

もう一つは査定の問題であります。この査定は連合会の人たちがやつておられるのでありますが、それがなかなかい／＼と含みがあるものであります。連合会の人たちが適当に話をしないと、査定がなか／＼うまく行かないというやうなことがありまして、どちらかといひますとこの制度というものが、末端に行きまふと非常にゆがめられておる形になつておるのであります。が、それについて政府は、現状でいいのか、そういうことにお気づきのなか、気づいておれば、どう改められるのか、そういうことをひとつ、これは実際問題として聞きたいと思ひます。

○農林部府委員 一番末端の市町村共済組合は、農業災害補償法ができました。まだ五年であります。歴史が実は新しい組合であります。従ひまして書記その他につきまして、国から補助をいたして充実はしておるのであります

が、今おつしやいましたやうな事例も、私実は若干聞いております。全般がそういうふうであるとは考えておりませんが、聞いております。掛金そのものが非常に徴収が遅れたり、事故が起つてしまつても、事故の査定に長かつて、支払いが遅れるという事例も相当聞いております。根本は、農家の掛金を徴収したとして、災害の場合にこれを補填するという制度でございます。この運用その他の監督は、相当厳重にしなければならぬというところは、十分承知いたしております。損害評価の問題が共済組合の根本でございます。これは、お尋ねいたしました、まず損害の評価を厳正適正にするというところに、来年は力点を置いて参りたい。これは連合会ももちろん、末端の市町村における損害評価の厳正化をはかるという考えをもつて、監督をして参りたいと思ひますが、根本的に、組合そのものの経理その他の指導監督という面は、当然実施しなければならぬ。現在の人員等をやり繰りいたしまして、来年からは、農業協同組合でやつております検査とは実質は違ひますけれども、そういう方面に実施して参りたい、実は考えておる次第であります。

○内閣(友)委員 お尋ねしましたのは、町村の農業共済組合のやり方がどうの、このやうな意味じやないのではありません。ただ農家へ保険金が渡らぬという事実がある。それはもうはずになつておるのかもしれないけれども、それが現実に渡らぬということがよくこの制度に実はあるので、そういうことをどうなさるのか。それは

もちろん農業協同組合なり、実行組合の費用に振り向けておるのでしよう。決して村の農業共済組合が私せられるのではないと思ふのであります。この制ういふことになつて来ますと、この制度というものはうまく行かないのなにか。一ぺん渡すものを渡して、それから、こういうことなんだからといつて、もうものもはもうないといふことがよく私は思ふのであります。それと、そこが非常にルーズになつておることをひとよく御監督いただきたいと思ふのであります。

それからこの二億一千三百四十万といふ金は不足金であります。この数字の根本になる何か資料があるのですか。と申しますのは、二十五年年度において乳牛の結核病にかつたものは何頭、流行性感冒にかつたものは何頭、出ておられぬのですか。はつきりした数字が二億一千万と出ておりますから、その基礎をひとつお聞かせいただきたい。

○鶴川説明員 実は昭和二十五年の今度お願いしております家畜共済の事故の発生歩合は異常でございますので、特に一般会計から補填方をお願いしておりますのでございます。すなわちいろいろ病気がございまして、ここでお願ひしておりますのは、乳牛の結核、それから牛の流行性感冒、それから馬の伝染性貧血症、この三つに限つております。当初二十五年年度において予想されました事故頭数というものは、乳牛の結核に七十一頭、牛の流行性感冒に七十七頭、馬の伝染性貧血につきまして八百八十二頭、この程

度に予想いたしておりました。それに對しまして実際の実績をいたしましては、乳牛の結核につきまして三百五十九頭、すなわち三二・六倍、牛の流行性感冒、これは実績は七百三十六頭、予想に對しまして九二・六倍、それから馬の伝染性貧血症、これは実績は七百四十三頭でありまして、予想頭数の八・四倍に上つております。家畜共済は、御承知の通りに歩合保険の形をとつて、政府特別会計が再保険の制度をしておりますが、再保険の要支払額といふものが、当初の予定よりも非常にふえたわけであります。要支払額といひましては二億二千七百五十八万二千六百円、かやうになりましたので、通常予想いたしておりました当初の再保険の要支払額千四百七十七万九千七百円、これを超過いたしました金額二億一千三百四十万二千九百円、これだけの超過金額の相当分をば再補填をお願いいたした次第でございます。

○内閣(友)委員 もう一つ保険課長にお願いしたいのですが、この前私どもが国会で承認いたしました各県連合会の事業不足金十九億でありましたか、あのときに――あのあたりであつたかと思ひますが、何か政府でこの処置について、ことに将来の制度の改正について申合せのやうなものをせられたと思ふのであります。そういう資料があらましたら、あとでつてくやうでありますから、いたしたいと思ひます。

○鶴川説明員 簡単に答え申し上げます。今年の三月二十三日に閣議決定をいたしておりますので、御要望によりまして提出したいと思ひます。

○農林部府委員 内閣委員の質問に關連し

○栗畑政府委員 馬の伝賃であります

○奥村委員　そうすると要するに病气

尋ねたい。

家畜共済と申しますか 家畜保険は

もう一つの御質問の、今までにかよ

○奥村委員　しかしこの提出理由の説明

を読むとどうもおかしく響くのである。

去の被害統計を基礎にして、料率改訂

○奥村委員　それなら「保険料率の

○東畑政府委員 若干説明が足りな

負債を多くするといふ。因習をいふ。

いうことになつております。

○西村(直)委員 農政局長がおいで

私は静岡県の出身でございます

大英一千九百零九年

の問題であるとか、あるいは現在の財

それともあなたの方のお立場と

1

に従いまして、中途からかなり悪質な薬を売り込んでゐるのではないかと。ちようどわれ／＼が料理屋で酒をいたたくと、最初は清酒のいいのをいただけるのでありますが、酔つて来ると合盛酒が入つて来る。それと同じように、やや農民がごまかされてゐるのではないかと不安を持つたくらいであります。これら全般の問題につきましては農政局長の御意見を伺つて、あわせて、私は一国会議員であります。同僚諸君を説いて、全国的であり、また私どものひどい災害をぜひ救済していただきたいということ、ちよつとこの席を拝借しまして、当面切実な問題でありますので御意見を伺いたい。

○東畑政府委員 本年静岡のみならず、九州、中国、四国等におきまして、うんかが異常発生をいたしました。非常な災害を起しておりますこと自体はよく承知いたしております。これに對しまして現在植物防疫法に基く制度があるのでありますが、遺憾ながらこの法律は本年通過いたしました法律でございまして、植物防疫法に基きますやういふ異常事故に際しては農業者の備蓄等をやる制度は、来年から発動いたすはすでありませう。本年は政府といたしましてもやういふ備蓄等で農家にすぐこれを交付するといふやうな制度がありまして、実施できないのであります。まことに遺憾に考へておるものであります。来年からはやういふ制度の運用で、やういふ場合の緊急の解決ができるのじやないか。本年度の問題につきましては、われ／＼といひたしまして、うんか等の防除に關する農業補助金といふものを若干実持は持つておつたのであります。やういふも

のはすでに使い切つておりますため、至急の場面に合わないものであります。われ／＼といひたしましては、各県等の被害その他を集計いたしまして、大蔵省と目下事務的に折衝いたしまして、実はある程度の目算がついておる次第であります。やがてこの問題は解決するだらうと思ひますが、根本的に、災害が起りました場合に、全部これを國で負担するといふことは、実はなか／＼困難な問題であります。農業災害補償法等におきまして、災害をある程度防除していただくことは農家自身の、善良な管理者の注意義務だといふやうな意味もございまして、ある程度の負担はやむを得ないのじやないか。これ以上のことにつきましては、政府は財政の許す限りできるだけ努力をいたして参り、解決をはかりつてあります。また解決し得るものと確信をいたしております。ただ、農協その他が薬等を買ひまして、立てかえておるといふ例等も相当ある。こゝろの根本の災害にからみまして、いろいろな物を買つたりあるいは一時金を立てかえたりすること等につきましては、何か根本的な災害救済の制度を考へまさんと解決いたさないものであります。これは目下農林省内部において成案を得るべく努力いたしておりますが、まだ大蔵省と交渉する段階までには、実は行つておりません。これを遺憾に存じます。やういふ点、特に病虫害等の問題につきましては、至急解決をはかりたいと考へております。

○西村(通)委員 御認識をいたさういふ問題に當りましては、御質問は國の単なる受渡しではない。もしできないならば個人の政治力を出して予算をふやすのだから、そのつもりであ

は、ただいま二十五億円という基金制度が通りましたために、従来のように支払いが遅れるといふことはないのじやないか。特別会計そのものが赤字が出ましても、二十五億円の基金を持つておりますから、その運用によりまして、連合会等からの要求がありまして、連合会等から集計するのじやないか。ただ連合会における集計その他が遅れますと、事務的に若干遅れて来るといふ欠陥がございまして、異常の事故でない場合におきましては連合会自体の負担になる。その場合におきまして、連合会等が共済掛金が入らない等の事情があつて、金の支払いがむづかしいといふやうな場合におきましては、掛金徴収以外におきまして、中金その他から借入金を入れました。やういふ方法はない。静岡県そのものが異常事故等になりました場合に、これは、政府特別会計から責任をもつてこれを支払い得る財源はございまして、これを支払い得る財源はございまして、味でそれはありがたいのであります。問題は当面切実の問題なのです。そこで、御方針はよくわかるのです。が、当面、税の問題もありまして、うし、その他金融の問題もありまして、農業共済保険金の即時支払いが實際でございまして、二十五億円の基金を動かしてございまして、國会の答弁だけでは、現にやつていたかぬと、百姓は一箇所だけで六千人も集まつて騒いでゐるのです。要するにその二十五億円から二十五億円から即時支払いができればどうか。私のきよの御質問は國の単なる受渡しではない。もしできないならば個人の政治力を出して予算をふやすのだから、そのつもりであ

なたも受渡しの答弁では困る。金がなければならぬのです。私が大蔵省へかけ合つてやります。そのくらいに氣持でおります。とにかくいいかげんな返事をもらつて帰ると、うそをつくことになつて騒動を大きくしてしまひます。だから農政局長が、二十五億の基金があるから、即時支払いを共済連を通じてやれるのだといふことになれば、それだけでも國庫の負担は輕くなるわけですね。できないならば一時どこかで立てかえて、利子補給して行くといふやうな方法を立てなければならぬ。だからあなたのおげ足をとるわけじやない。きよは平素と違ひますからそのつもりで御答弁をお願いします。

○東畑政府委員 即時金を払うといふ場合に、概算払いの制度と、事故がはつきりいたしましたから払う場合とあります。概算払いの制度となりまして、その県全体が異常事故であつて、しかも九割以上の災害があるたんぽといふことになりまして、それ的確にはまるかどうかといふことが問題になると思ひます。県全体が異常事故であつて、災害をはつきり確認いたしました場合に、おきましては、われ／＼はたまたまのところ二十五億円の基金があれば、これを払うことは可能であるといふやうに本年度は考へております。

○西村(通)委員 問題を限定して、共済金でも九割の災害の面もありまして、五割も三割もいふ／＼ありまして、虫害のものは御存じの通り補償の範囲が小さいわけですね。ですからこれだけでは救われない点があります。問題はこの議論しておつてもいいけれども、どうかこの点について、もしあなたの方としてやれない点が

あれば、むしろ積極的に國會をお使いいただきたい。単に金がないから困るのだ、將來はこゝろ方針で進むのだと、東畑さんはつばな御説明をお持ちになつておられるのですが、現実の災害をどうするかといふ問題になると金の問題であり、現実には手をつたつて行くかといふことで、時間的にも急ぐ問題であります。後の機会でも急ぐ問題であります。その点から問題をなると農政局全般として、もちろん食糧管理庁の方との関連もありません。お取上げ願ひたいといふことでお願いして下さいます。

○佐久間委員 この前質問を一つ落しました。米、米穀日援助物資の法案につきまして、一点だけ御質問いたしたいと思ひます。軍の払下げ物資を払い下げるときの方法といふことが、払下げの機構について概略の御説明を願ひたいと思ひます。

○羽柴説明員 お答え申し上げます。この払下げ物資につきましては二つの方法がございまして、一つは競争入札で一つは隨意契約であります。いかなる場合に隨意契約をやるか、それからまたいかなる場合に競争入札を行うかといふことは、會計法並びに予算決算及び會計例に詳しく説明がございまして、原則は一般競争入札といふことになつております。それで具体的には、臨時通商業務局で公示をいたしました。通商省広報にこれを載せました。そして必要によつては産業經濟なり日本經濟なりにこれを掲載いたしました。そして一般競争を行います。これについては全然資格はいりません。ただその場合に保証金を必ず納めていただくことにな

つておるわけでございます。それで一般的に公開いたしました、それが予定価格に達した場合にはお引取りを願うという事になつております。それから次の方法は隨意契約であります。これが、これはどうしても公告をするひまがないとか、あるいは一括してたくさんものを払い下げるといつたような特殊の場合、これは全部法律に規定してございまして、これを特別な者に払い下げるわけでございます。それからまた特に露司令部あたりから割当の指示があるといつたような場合にございまして、やはりさういつたような払い下げる方式をとつておるわけです。大体以上のように競争入札方式とそれから隨意契約方式と、この二つを併用して行つておるわけでございます。

○高田(三)委員 従来通産省は円でもつて一手に引受けて払い下げておると聞いております。それが最近方法がかわりましてドルで支払う必要を生ずるようになった、外貨の割当などの問題から、相当入札なんかの場合にしましても、外貨の方で不足を来すというやうな問題があつて、従つて価格の問題もさういふ点から相当折衝して、安くできないことには払い下げを受けることもできないというふうな、何か非常にむずかしい問題が生じておるやうにも聞いておるのですが、さういふふうなことをどういふふうに考えておりますか。

つて打ち切れることに相なりまして、ことしの七月以後は米国の予算がないわけでございます。従つて今までは通産省が一手に引受けまして、払い下げを行つておりました。その前は公団が行つておつたのでございますが、さういつたやうな払い下げ方式は、一応若干の時期的なずれはございまして、今後は打ち切れるわけでございます。従つて援助のみならずその払い下げる物資につきましても、従来のガリオア資金から出しますところの払い下げ方式、これは一応私がさきに説明したやうな方式でございますが、これで終止符を打たれました、今後新たに発生いたしまし問題、たとえば車両払い下げでございますが、新しく通商局でもつて外貨の割当を行ひまして、それによつて直接司令部の方から通産省の業務局を通じて、直接ドルで売却いたしまし。それを向うの方に払い込む、こゝいつたやうな形にかつたわけでございます。従ひましてこれは対日援助の打ち切りに伴ひまして、さういふやうに裏切が行われたわけでございますが、今回の法律案につきましては、従来の払い下げる物資について出しておるものでございまして、今後新たに行われましても、これは含まれておりませんから、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○高田(三)委員 もう一つお伺ひしておきたいのですが、今までに警察予備隊の使つておるいろいろな装備その他に必要な物資を、進駐軍の払い下げという形式で受けたものが相当あるんじゃないかと思ひますが、その点はどうですか。

定いたしておりませんけれども、たとえば衣料にしましても、特別に衣類配給を行つたという場合はいろいろございまして、しかしこれはできるだけ全般的に行きわたりますやうに配給をいたしたわけでございまして、特に警察予備隊以外にも、鉄道の従業員であるとか、さういつたところへも渡したわけでございます。従来は警察予備隊、鉄道あるいはそのほかのものにも全般的に私の方がやつておつたのであります。

○高田(三)委員 いろいろな武器や何か貸してもらつておる。これは法務総裁の答弁だつたと思ひますが、向うから借りておるのだといふことでありまして、何かちよつとあいまいな点もあります。今後さういふ方面の援助もいろいろな形で相当多量のものがあるだらうと思ふのですが、これはどういふ方式で行われておるのですか。

災害の偶発性といふことは大体予期できないといふこと、支払いの保険料は事情によつて一定しておらぬといふことも一応了解するのですけれども、この法案の提案理由にも出ておりますやうに、当初予算一千四百四万円にさらに二億一千四万円を予算に入れなければ、この補填ができませんといふことは、少し当局が予算を見積られる場合に粗雑であつたのではなからうか、この点をお尋ねしたいと思ひます。保険料を補填する場合に、特に牛の場合馬の場合に、これを補填していただいで、牛馬の時価に合致したところの保険料で、農民がなけなしの金をさらに払はたいて、新しく牛馬を求めるといふことについての差額、大体牛馬が今時価のどのくらいしておつて保険料がどれだけいただけるのか。これをひとつお尋ねしたい。

○大上委員 農業共済再保険ですか、この提案せられたものについて二、三お尋ねしたいと思ひます。なるべくまとめて申します。内藤並びに奥村両委員からお話が出ておりましたので、特に私もいわゆる

またさ獣医さんが出て来て、のどが通らぬから横に穴をあけて、何か知らぬが栄養物を入れておりました。小牛はこれで助かるかと言つと、獣医さんも、さあわからぬ。ひよつとしたら伝染するかもしれない。そこで私は、たとえば、村なら村あるいは郡でもない。小牛の場合はさういふ例もないと思ひけれども、どこか隔離するやうな制度があるのじやないかと言つと、さういふ制度は現在はない。このやうに言つておられました、そこで農政方面についてさういふやうなさいな問題ではありますけれども、さういふやうな異常な事故についての将来何か特別な対策があるはずだから、その対策の一端を承りたい。この三点に要約したいと思ひます。

○東畑政府委員 異常事故の予算の見積りが、非常にずさんであつたのではないかといふ第一の御質問でございますが、先ほど保険課長が申し上げましたやうに、従来の被害率統計をとりまして、乳牛の結核とか流行性感冒等は、一・二％程度、馬の伝染病が三・二％程度であるといふのが、昭和五年から二十三年までの平均の率であります。さういふものを一応見積つておつたところが、二十三年、二十四年、二十五年、さういふ激発的な結核、流産、伝染病等が発生したために、われわれの見積りの三十倍であるとかあるいは九十何倍であるといふやうな被害を生じたのであります。過去の被害、終戦後のいろいろ異常事態といふものの等が、あまりにもはなはだしかったこと等につきましては、まことに申訳なく、こゝういふ結果になりましたことを御了承願ひたいと思ひます。

それから第二の御質問でありました牛馬の保険金額、共済金額がどれくらいになつてゐるか、一応われ／＼としましては、牛馬とも二万円程度に実は押えまして、考えておる次第でございます。

それから獣医師等の問題につきましては、実は私の所管でございませんで、答弁しにくいのでございますが、無獣医村等につきましては、約千五百箇所ばかりの共済組合等の診療所を設置いたしまして、無獣医村の場合における事故防止等に努力いたしておるものであります。これは一般の開業獣医師等との振合いがございまして、われわれといたしましては、これをだん／＼拡充するつもりは現在のところございませぬ。無獣医村等を主といたしまして、この診療所を整備して行くという方針で、畜産局とも了解をして充実いたしておるのでございます。千五百箇所の診療所等が活動をいたしまして、一般の開業獣医師さんここに総合的な活動をいたしますれば、こういう異常事故等につきましても、もつと敏活な活動ができるのではないかと、いふうに実は考えております。

○小山委員 農政局長にお伺いします、私先ほど内藤君の質問中に参りましたので、あるいはダブるのかもしれませんが、その点お含みおきを願ひたい。途中で片耳にいたしましたので、あるいは私の質問は的をはずれておるのかも知れませんが、さつき内藤委員に對する答弁を片耳で聞きますと、今後の農業災害保険は、方針としては農家自体の保険ということで持つて行きたいといふふうにお答へになつたように記憶いたしておる。ということ

は、つまり災害を受けることの農家は、自分たちの危険負担において、料率を適当に持つて行くべきであるといふふうなお考えのようで、もしそうだとすると、私は宮崎県であります、宮崎県のように毎年々々災害がきまつて来る。そうして一年に五回も六回も台風の被害を受けるのであります。植付時に受けたかと思つと、今度は穂の出るときに受ける。あるいは今まさに実つてからまた吹き倒される。こういうふうになるに再々受けるのであります。そういう農家は、危険度の高いところは高いところなりに、保険料率を負担しなければならぬといふことがあつたならば、宮崎県の農民はもう保険金だけで収入の大部分を食つてしまふ、こういう形になりかねないものであります。そういうふうにお考えになつておつしやつたのか、まずその点から……

○東郷政府委員 被害が非常に多くなりますと結局料率が高まり、料率が高りますと国庫負担もふえますが、農家負担もふえる。農家負担がふえますといふことは、農家としても非常に困る点であります。災害は自然事故でありまして、これはやむを得ない。そこをどうしても保険災害制度の矛盾が出て来るのであります。そこでわれわれの方といたしましては、一筆単位保険といふものが、米の供出その他等から、だん／＼と農家が自分の一家でどのくらい米がとれるかというように、毎筆的な觀念から、農家全体のその農家の基準収量という觀念に、だん／＼かわりつづつある形をとりまして、いふうに……

料率の問題その他を考えると、料率そのものももう少し低くなるし、農家負担も低くなる。もちろんそれによつて災害が起つたときに、農家自体の完全な填補もできるのじやないか。現在では米価の半分より保険金をかけておらないので、そういう農家になるたけ完全に災害が起つたときに填補するといふのが、保険の理想でありまして、これを料率を限り、農家負担をさう多くふやさないで切りかえるといふのは、やはり農家自体の保険にした方がより合理的ではないかと、これは計算の問題であります。そう考えまして準備をいたしておるのであります。保険でありまして、ある程度の実績統計というものが必要でありまして、来年度からは実験的に実施して行つて、その方がより農民のためであるし、国庫財政の負担も少いといふことであらば、これに切りかえて行つたらどうかといふ考え方を申し述べたのであります。

○山委員 そういたしますと、いふうに……それは大体過去における平均が二石なら二石とれる、あるいは二石五斗なら二石五斗とれるという前提のもとに、いふうに……が違つた単位でもつて保険を申し込むのである、そういうふうな形をとられるのであらうと思ふのであります。ところが農家が普通の商売人のように相当収益率の高いものであるならば、その考え方はいいかもしれぬ。しかし農家の収入といふものは非常に限られておる。また米はすべての生産の原動力でありますから、国家的な立場からいつてもさう高くするわけには行かない。そういうことを考える

と、農家というものは国家的に考えて行く場合に、一つのこのような零細化された農家のことを考えてみますと、社会保障の対象になるといふふうな農家じやないのか、われ／＼は始終そう考えるのであります。そういう場合に、はた過去において痛めつけられて来たところの農家は、低い保険金を申し込み、何ら災害をこうむらぬような農家は高い保険金を申し込んで、たまたま災害を受けた場合には高い保険金が来る。始終災害を受けておるところは収入が少いのであるから、従つて保険もそれだけ少くなる。こういうふうな政策をとつて行くと、宮崎県のような毎年々々災害を受けておるような農家は、保険は高い保険をつけようとしても許さないといふふうなことになる。来て来たならば、しまいに保険金額といふものはなくなつてしまふのではないか。極端に言つて、いふうに……なると思ふのであります。いふうに……考え方ははたしていいのであります。どうか。確信のほどをお聞かせ願ひたい。

○東郷政府委員 それはその農家の基準収量をどう見るかというのが問題だと思ひますが、基準収量のとおり方等につきましては、従来の考え方をあまりかえたくなか。やはり毎筆単位の上に乗つた農家の基準収量として考えたいといふことを考えております。災害で非常に収量が少くなつたものなんかは、これは基準収量としてはあまり影響がないのじやないか。もちろんその土地そのものの生産力が非常に低い。しかしこれはやはり基準収量が低いといふことはあり得ても、宮崎県のような

場合も、その地帯によりましてかわつて来ると思ふ。宮崎県にたゞ／＼災害があつたがゆゑに、基準収量そのものが非常に低くなつて、保険金額の対象にならないようになるとは、実は考えられないではありまして、この間の調整をうまくやれば、今の制度よりはもつと農民のためになるといふふうなことを考えております。

○小山委員 専門家のおつしやることであるから、農民のためになるといふふうにお考えになつたのであらうと思ひますので、その基準収量のとおり方といふところは、よほどお考え願ひたい。

それからもう一つは、さつき西村委員のお話にもあつたのであります。われ／＼の方にも非常によく発生してゐる。そのうんかを防止するのに十分な予防策を入れたところは、幸いにしつて助かつた。予防策を入れたのになかつたところは、助からなかつたといふ事例もあるものであります。それからまた十分な対策を講ずれば、いふうに……の被害をこうむらないで済んだのではないかと、思はれる。ところがそれをやらなかつたために、それだけの被害をこうむつた。いふうに……だけがあるものであります。これに對してはどういふふうな今後の運営方針をお考えになつておるか。つまり予防を一生懸命やつたものに對しては、それだけの努力を申しつたが、それだけの費用を見てやるという方針で臨まれるのか。予防するのは農民が自分たちでやることであつて、政府の見るべきことじやないといふふうにお考えられるのか。そこをひとつお伺ひしたい。

○東郷政府委員 被害が起りましたか

らの結果につきまして、政府が何らかの補助をすると同時に、自己防止等につきましても、これはもちろん必要であります。その場合における農業等の手当等につきましては、従来制度がなかったものであります。来年度からは政府が補助をいたしまして、ある程度の備蓄をいたしまして、発生予算と申しま

すか、そういうふうな等の発生が起るという危険信号が出た府県等につきましては、われ／＼の方からよく注意いたしまして、同時にこれに必要な農業を国自身が府県に流して、それと同時に府県に二分の一の国庫補助を交付するといふような制度にいたしたいといふので、来年度予算等で、特別防疫法に基く請求をいたしておる次第であります。

○小山委員 その場合に費された費用、危険信号が出た場合とおつしやいですが、うんかなどというものは、一番先にまず出て来なければ危険信号が出ないものでありますからして、その場合どの程度まで蔓延して行くかといふことは、時日がたつてみなければわかりません。そこでいろいろ問題が起ります。そのうち、そのうんかなど発生した場合に、最初に撲滅して行けば、案外うんかの蔓延するのを防げる場合もありましようし、そういうことを考えますと、うんかの発生を抑えるために使つた場合の農業等の費用、そういうのは保険の対象か、あるいはその他の対象にならぬものでありますか、どうでありますか。

○東畑政府委員 ただいまのところそういう葉代は、保険の対象にしていないのであります。そういうものにつきましては、実は一回分の手当等につきまして、国が補助をするということになつております。

○佐久間委員 今までの／＼御質問を拝聴しておるのでございしますが、どうも共済保険の根本がよくわれ／＼には理解できないのであります。出し抜に二億一千四百万何らかの金を出せば、それは保険料でまかなう性質のものではないのだというふうなわけでございますが、それについて何かやういふことしなければならぬことになつた今までの経緯、あるいはまた資料等を出して説明していただければ、おそらく納得するのじやないか、こう思われるのであります。しかし何のよりどころもございせんので、質問のやりとりがいろいろ暗中模索をしておるといふぐあいになつております。これははなはだどうも遺憾に思つております。多少根本にさかのぼりまして質問をしてみたい、こう私は思つております。

○鶴川説明員 二十四年度の家畜共済の実績の数字を、簡単に申し上げたいと思つております。なお冒頭にお断りしておきたいと思つておりますが、先ほど御要望もございましたように、今度の三つの病気の過去の実績からして異常であつた数字の資料は、整えましてお出ししたいと思つております。

○東畑政府委員 二十四年度を申し上げますと、家畜共済は、大まかに申しまして三つの種類にわかれております。死んだり役に立たなくなつた死亡廃用共済と、それ

から病氣なり、けがをしまして疾病傷害共済、それから胎児を持しました場合の生産共済、この三つにわかれておるわけでございます。それで共済掛金の総額を申し上げます。牛の死亡廃用の合計でございまして、二億一千九百七十七万二千二百四十四円六十一銭でございます。同じく死亡廃用のうちの馬の合計でございまして、一億五千六百九十六万九千五百五十六円六十銭でございます。そのほかやぎ、めん羊、種豚等を含めまして、死亡廃用の全部の合計が三億八千七百七十七万一千五百三十六円五十六銭になつております。それから疾病傷害共済の合計額を簡単に申し上げますと、五千七百七十七万二千八百八十九円九角九分になつております。それから生産共済の合計額も牛馬とござい

ますが、合計額だけ申し上げますと七百三十九万二千六百五十六円九角五分になつております。以上の総計を申し上げますと四億五千二百九十九万七千一百七十七円七角九分、かような金額が共済掛金の総額になつております。その掛金からいたしまして、御承知の通り保険をかけた、国に再保険ということで保険料、再保険料、こう出て参りますので、総額で一応申し上げますと次第であります。大体これは一年ごとに更迭して参つております。

○佐久間委員 一箇年の共済掛金が大体四億五千二百九十九万七千一百七十七円七角九分と承知いたしました。それが、それに対して政府の再保険料は幾らですか。合計でいいです。

○鶴川説明員 お答え申し上げます。総額だけを申し上げますと、二億五千九百五十七万七千二百五十四円四十五銭になつております。

○佐久間委員 そうすると約半分が政府再保険になるわけですね。それに対する損害率は、一体今まではどれくらいなパーセンテージを見ておるのですか。

○鶴川説明員 ちよつとこれは率がい

ろいと思つておりますが、簡単に申し上げます。死亡廃用共済の掛金の率、つまり保険の料率に當るわけですが、平均金額を二十三、二十四年度の場合で申し上げますと、牛が一・四六％、馬が一・八〇％、やぎが五・八〇％、めん羊が六・八〇％、種豚が六・三〇％、今の死亡廃用共済の平均で申し上げます。疾病傷害共済の平均を申し上げますと、牛が一・〇％、馬が二・八％、やぎが二・九％、めん羊が三・四％、種豚が三・一％、それから生産共済の平均を申し上げますと、牛が七・五％、馬が一・二％、これは大まかな平均でございます。

○東畑政府委員 議事進行について……各委員からの質問に対して親切に答弁しておられますけれども、こういう提案の理由の裏には、もう少しあなたの方で資料を最初にお配りになつて、そしてそれに基いての質問応答でなくして非常に時間がかかつて、前質問者の言われるように非常に猜疑心を持ちますから、こういう点は今後注意をしていただきたいと思います。

○東畑政府委員 事故が起りましたときに、保険金の支払いが農家の手に届かないという場合に、いろいろ原因はあると思つております。一つは、従来政府特別会計が非常に赤字が出たために、事故が起つてその金額を払うのに非常に遅延をいたしました。ことに家畜等におきましては非常に赤字があつたために、支払いが遅延いたしました。水稲等ににおきましては、金銭がなかつたために、また赤字補填が遅れたために、農家に対して現実に金が来ないやないかという場合があり得たかと思つて、それが、それは政府自身の会計がはなはだ不手ぎわであつたため原因であつたと思つております。政府なり連合会が単位共済組合に金を支払つて、なおかつそれが農家の手に入らないという場合は、これはわれ／＼としてははなはだ遺憾なことだ。その場合に、あるいは協同組合の出資金にこれが充てられたり、あるいは貯金に振りかえられたり、そういうことについては、私は実は個々の事例はよく存じませんが、連合会等から共済金が支払われたにかかわらず、農民の知らぬ間にこれがどこかに流用されたといふことは、これははなはだ遺憾な点であります。これはわれ／＼としてはそういう具体的な事例がございましたら、十分監督を加えて行かなければならぬといふように実は考へております。ただ掛金等の支払いが遅れますためにあるいはこれを相殺してしまふといふような事例を、若干私

府再保険になるわけですね。それに対する損害率は、一体今まではどれくらいなパーセンテージを見ておるのですか。

○鶴川説明員 ちよつとこれは率がい

ろいと思つておりますが、簡単に申し上げます。死亡廃用共済の掛金の率、つまり保険の料率に當るわけですが、平均金額を二十三、二十四年度の場合で申し上げますと、牛が一・四六％、馬が一・八〇％、やぎが五・八〇％、めん羊が六・八〇％、種豚が六・三〇％、今の死亡廃用共済の平均で申し上げます。疾病傷害共済の平均を申し上げますと、牛が一・〇％、馬が二・八％、やぎが二・九％、めん羊が三・四％、種豚が三・一％、それから生産共済の平均を申し上げますと、牛が七・五％、馬が一・二％、これは大まかな平均でございます。

○東畑政府委員 議事進行について……各委員からの質問に対して親切に答弁しておられますけれども、こういう提案の理由の裏には、もう少しあなたの方で資料を最初にお配りになつて、そしてそれに基いての質問応答でなくして非常に時間がかかつて、前質問者の言われるように非常に猜疑心を持ちますから、こういう点は今後注意をしていただきたいと思います。

○東畑政府委員 事故が起りましたときに、保険金の支払いが農家の手に届かないという場合に、いろいろ原因はあると思つております。一つは、従来政府特別会計が非常に赤字が出たために、事故が起つてその金額を払うのに非常に遅延をいたしました。ことに家畜等におきましては非常に赤字があつたために、支払いが遅延いたしました。水稲等ににおきましては、金銭がなかつたために、また赤字補填が遅れたために、農家に対して現実に金が来ないやないかという場合があり得たかと思つて、それが、それは政府自身の会計がはなはだ不手ぎわであつたため原因であつたと思つております。政府なり連合会が単位共済組合に金を支払つて、なおかつそれが農家の手に入らないという場合は、これはわれ／＼としてははなはだ遺憾なことだ。その場合に、あるいは協同組合の出資金にこれが充てられたり、あるいは貯金に振りかえられたり、そういうことについては、私は実は個々の事例はよく存じませんが、連合会等から共済金が支払われたにかかわらず、農民の知らぬ間にこれがどこかに流用されたといふことは、これははなはだ遺憾な点であります。これはわれ／＼としてはそういう具体的な事例がございましたら、十分監督を加えて行かなければならぬといふように実は考へております。ただ掛金等の支払いが遅れますためにあるいはこれを相殺してしまふといふような事例を、若干私

府再保険になるわけですね。それに対する損害率は、一体今まではどれくらいなパーセンテージを見ておるのですか。

○鶴川説明員 ちよつとこれは率がい

ろいと思つておりますが、簡単に申し上げます。死亡廃用共済の掛金の率、つまり保険の料率に當るわけですが、平均金額を二十三、二十四年度の場合で申し上げますと、牛が一・四六％、馬が一・八〇％、やぎが五・八〇％、めん羊が六・八〇％、種豚が六・三〇％、今の死亡廃用共済の平均で申し上げます。疾病傷害共済の平均を申し上げますと、牛が一・〇％、馬が二・八％、やぎが二・九％、めん羊が三・四％、種豚が三・一％、それから生産共済の平均を申し上げますと、牛が七・五％、馬が一・二％、これは大まかな平均でございます。

○東畑政府委員 議事進行について……各委員からの質問に対して親切に答弁しておられますけれども、こういう提案の理由の裏には、もう少しあなたの方で資料を最初にお配りになつて、そしてそれに基いての質問応答でなくして非常に時間がかかつて、前質問者の言われるように非常に猜疑心を持ちますから、こういう点は今後注意をしていただきたいと思います。

府再保険になるわけですね。それに対する損害率は、一体今まではどれくらいなパーセンテージを見ておるのですか。

は聞いておるのであります。掛金と共済金と相殺して、実際は支払いがなかつたという事柄も聞いております。これは今後の保険制度の根本の運営の問題でありまして、農林省といひましたも、十分これは経営面、技術面の監督指導を加えて行かなければならぬというように考えております。

○浅香委員 伝賃の場合はよく今後注意をしていただくとしたしまして、末端の農家の手に入らずに組合の経費にかわる、あるいは出資金などにかわるなどがありましたが、非常にこれは遺憾でありますし、問題は大きいと思つております。そこであなたの方でそういうことのないように、何らかの形においていさ少し末端の農家の手に直接入るように、ひとつ何らかの方法でこれを運営していただきたいことを最後に要望いたしまして、私の質問を終ります。

○佐久間委員 私の質問が非常にごまかくわつた時間がかかるので、はなはだ恐縮でございますが、これはぜひ根本をきわめて行きたいとわれ／＼は考えておりますし、みながこの智識をある程度持つて行かないと、この金の支出も合理的に行かぬというところとを變えるものですから、特に質問申し上げたのでございますが、これは資料等によつて保険料を年間のどのくらいやるとか、あるいはそれに対する損害率はどのくらい見ておるか、あるいは経費はどのくらい見ておるか、従つて政府再保険金はどのくらいになつておるのか、この一つの事業のバランスがどういうぐあいになつて年間で出ているのかというのを、一覽表で拝見したいと思つております。その上でいろいろまた

質問をして行きたいと思つて。それと同時に、先ほどの内藤君の質問にもありました通り、事故のないところ、あるいは年々事故が繰返されておるところ、それらの保険料をどういうぐあいにあはれ行かぬかというところ、これは大きな問題であらうと思つて、事故のないところの保険料をもつて、事故のあるところの災害を救済して行く、あるいは共済して行くというところにこの本質があるもので、その本質を考え違ひしてしまつてはとんでもないことになつてしまふ。それで農業所得というものは、大体において、風雨が、雨がない、そのために莫大な利益があるというのではないのでありまして、非常な豊年になつても、倍、三倍とれることはないもので、年々大体の基準を守つて行かぬと、その上に災害を食つたときには非常な損害を受ける、こういうわけでございますから、負担力というものはそうあるべきはずはないのです。従つて災害の多いところからうんと保険料を徴収するな、という考えは、とんでもない間違ひだ、そういう考えを持つておつたら、この問題は根本から共済保険なんという銘を打つて出べき問題ではないのであります。そういうところもよく考へて行かなければならぬ。私はここに大きな何か欠陥がありはしないかというところを考へておるわけですが、従つてこういうようなものが將來も随時出て来るといふことになりまふと、いたすらにこれは無計画な、無方針な、その場限りの仕事で、これは租税負担によつてまかなつて行くのであるから、迷惑を食ふのは全国民である、こういうこ

とになります。あらかじめ用意なくして随時徴収されるというところは、国家の方針としておもしろくない、こういうぐあいに考へられるわけでありまふ。従ひまして、露呈されている問題は、単に二億何千の問題でありますけれども、その内蔵するところは大きな問題である、かように私は考へますので、詳細にわたつて研究して参りました。考えますから、どうかひとつ資料を十分に提出をお願いしたい。その上でわれわれは考へて行く、こう思つております。

○夏堀委員 休憩いたします。午後二時より会議を開きます。午後二時三十分休憩

○夏堀委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

午前中に引続き、一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案、米國対日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案、及び農業共済再保險特別會計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案の三案を一括議題として、質疑を続行いたします。

○奥村委員 議事進行について申し上げます。ただいま配付された農業共済保險に關連する資料は、單に掛金の率、危険率、そういう資料でありまして、われ／＼が午前中要求した資料とは、いささかかけ離れておると思ひます。われ／＼の要求しておるのは、実際に払い込まれた保険料金及び保険金などの数字を要求しておるので、これ

はなるべく至急にお出しをお願いしたいと思ひます。

○鶴川委員 けさがた伺ひましたもので、たゞいま印刷させておりますので、届き次第配付いたします。

○奥村委員 ただいま議題となつております三法案のうち、一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案、及び米國対日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案、この二案に對しましては、すでに十分質疑も尽くされたと思ひますので、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 御異議ないやうでありますからさうとりはからいます。

一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案、及び米國対日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案の二案を一括議題として採決に入ります。

右二案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員 起立多数。よつて二案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○夏堀委員 次に、すでに質疑を打ちりました、財産税法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。

○奥村委員 ただいま議題となりまし

た、財産税法の一部を改正する法律案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員 御異議ないやうでありますから、本案につきましては討論を省略して、これより採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔議員起立〕

○夏堀委員 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお以上三案につきましての報告書の作成及び提出手続等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○夏堀委員 引続いて農業共済再保險特別會計における家畜再保險金の支払財源に充てるための一般會計からする繰入金に関する法律案を議題として質疑に入ります。佐久間君。

○佐久間委員 午前中資料をお願いしておりましたが、ここに配付されたものでは、われ／＼の要求した資料と多少違つておりますので、これではよくわかりません。といつて、この本質をい／＼質問して参りますと、なかなか時間もかかりますので、きわめて簡単に大体の計数を教えていただいて、それによつて質問したい、こう思つておりましたのですが、その計数が今のところ手元にごさいませんから、概念論でちよつと質疑をして参りたいと思つております。与覽の悲しさ

とでも申しますか、どうもあまり申し上げることもちよつと困るのじやないかと思ひますが、私は午前中の質問の中にも申し上げました通り、この料率の算定の基礎なんかも実は説明していただきなかつたのであります。これもやめにいたしまして、大体において、今までの收支バランスは黒字になつておるといふのですが、その点はどうですか。

○横川説明員 お言葉に甘えまして、昭和二十三年と二十四年度の家畜共済の收支、これをせつかく配付しておりますから、簡単に御説明いたしておきたいと思ひます。

第一ページが農業共済組合の收支でございますが、これは北海道の一部の町村だけが、ここにございまして、やうな組合での收支はつきり出て参つておるのでございまして。大勢には影響ございせんので、次のページをおめくりいただきまして、共済組合連合会の收支、これからはほんとうの保険責任としていろ／＼赤、黒が出て来るわけでありまして、第一ページが二十三年度、先ほど御説明いたしましたように、死亡廃用、疾病傷害、生産共済をABCにわけて説明してございまして、概略申しまして、支払割合が二・二八、次が〇・八六、これはいささかの赤字が出ておる。Cの生産共済が二・〇〇、これも赤字が出ておる。これが二十三年度の大まかなところでございます。それから引続きまして二十四年度になつて参りますと、やはりABCに連合会の收支をわけておりまして、ここにございまして、牛が二・二六、馬が三・二九、合計いたしまして二・七四というふうなことで、やはりこれは

赤字が出て参つておる。疾病傷害が、大約しまして一・三〇、生産共済が〇・三九というふうな、これは黒になつて来ておる。これで二十三年、二十四年は概略出て参りました。それと歩調を合せまして、次が政府の再保険の特別会計の家畜勘定の分でございます。ここにやはりABCとわけまして、先ほど申しましたようなことで出て来るわけでありまして。ここに差引としまして、二十三年度、三角じるがつきまして、やはり二・三〇という赤字になつております。疾病傷害の方は黒字でございます。これは大したことはないものであります。六十九万一千七百八十一円、〇・八六という黒字の実績が出ておる。Cがやはり赤字でございます。終末のところまで二・〇〇、赤字が百万円というところになつて参つております。引続きまして、次のページで二十四年度の特別会計の收支を明らかにしておるわけでございます。二十五年のこういつたものは、実は末端からのものでございまして、全部のものはまだ締め切つておらないのであります。それで二十五年の三つの病氣だけが、実に異常にわれ／＼の方に資料が出て来ておりますので、カードごとに集積いたしまして、別に実は資料を用意いたしております。それを今御説明しておりますので、それとあわせまして御説明したら、さらにわかりよいかと思つてございまして、組合及び特に連合会、特別会計の赤字を問題にしております。連合会段階の赤字につきましては、やはりこういう異常でございます。そのので、それを入れますと約三億になりまして、当初実はその要求を大蔵

省当局に交渉いたしましたのであります。これは一般の連合会の約十九億に上る赤字との関連がございまして、今回の補正予算には入つておらないのでございまして。今後の問題として残つております。特別会計の分だけを補正予算によつて認められておる、こういうことでございます。

それから料率の大体の考え方につきましては、ただいま大約の收支から申しましたが、実はこの二十三、二十四年度の基礎にして、今年の六月一日の改訂をいたしております。二十五年度は現在でもまだ全部の数字が集積できておりませんので、従いまして二十五年度の分は、今後の場合において異常の扱いにやつて行きたい。それは、けさほど御説明いたしましたように、あるいは九十倍、三十倍という非常な異常の危険率を示しておる。かつてそういう率はない。この点はつと二十年からの資料がございまして、かような異常のことは出ておらないのでございまして。農作の共済というものは、年によつて、災害の事情によつて非常に高低がございまして、家畜の被害率といふものはそんなに高低が違ふものじやないのでございまして。二十三、二十四年度の危険率が異常であつたということが、別途資料として配付いたした実績としての危険率の資料でございます。それを各組合、各連合会の別で詳細数字的にごらんいただきたいと思ひまして、別途配付いたした危険率の平均によつて二十三、二十四年度の実際の率はどうかあつたかということ、説明いたした次第でございます。これは大体全国平均でどうかというおるか、府県別でどうかあるかという

ことを示しております。それから料率の算定上特に必要なものは、実は一般の牛馬等につきましては、郡ごとに過去の実績によつて料率をはじき出す。被害の率は、各郡ごとに適正なものを見て、ほんとうに防疫を一生懸命やつて率が低いところは、やはり料率の面にはつきり表わして来る、事故防止に努力して率が減つておる分は安くいたします。かように先ほどお考えをお述べになつたようなことで、今度はやつておるわけでございます。それからやはりこれを再保険の一般面にも適用して、二十三、二十四年度の実績を今度の改訂でも使つておるわけでありまして、従来の関係は、赤字がございまして、その後の改訂によつて、家畜については過去二十年大体穩当な改正措置をやつて来ておりますが、特に二十三、二十四のこの実績は実は異常の率でございます。概略を申し上げますと、家畜の方は頭数危険率と金額危険率との二様の考え方でございますが、金額危険率で申し上げて行つた方が、つまり頭数で割ると一頭ごとの値段といふものが表われておりませんので、その方がよいと思ひます。二十三、二十四の掛金率の概略はさほど御説明いたしましたが、それに対比して、金額危険率の平均はどうか動いておるかといふことをざつと申し上げておくと、牛の掛金率平均一・四六に対して金額危険率の平均は三・二二、馬が一・八に対して七・二五、これが兩年度の平均でございます。死亡廃用の牛馬の大きなものを申し上げたわけでありまして、こういう点過去の二十年からいたしまして異常のものであるとい

うことにおいて、どういふことになつておるか申しますと、牛において約二倍、馬において約二・五倍、かような異常の率ができておることになつておりますので、それ等も十分考え合せて、農家の方にも相当負担の問題があると思ひますが、今度の改訂にあたりましては、二十三、二十四の金額危険率をもとにいたしまして、先ほど申しました通り、牛馬の死亡廃用共済については可能な限り連合会別、また一般の牛馬等こまかい資料の出せるだけの頭数があつたものについては支那部ごと、つまり郡ごとの收支が均衡するというような目標でもつてやつております。その他についても各畜種、各共済ごとに收支が合ひ、また全国的にも收支が合うやうな目標でもつてやつたわけでありまして、こういつた方向からいたしまして、一番問題になつておりますのは、一つは死亡廃用の廃用の面でございます。この点も昨年の九月から施行規則を改正いたしまして、厳正な省令による改め方をいたして、数字的に弊害の点はほぼ改善されておるといふふうな見通しをつかむ段階に、今立ち至つております。さういふ点を考え合せ、本年の六月前後二回にわたつて、全国の関係官及び会長会議を開催いたしまして、農家の負担とつり合いのとれる限度において、思い切つた率の改正をいたしたわけでございます。当初は一応牛全般の問題でございまして、二・二一%、改正前の二・六倍といたしたのでありますが、会長会議等で非常に反対がございまして、衆議院の農林委員会からも強い御要望

もございましたので、さらにいろいろと考へてみまして、ひとつ掛金の面で農家の負担を何とかいたさなければいかぬということで、けさほど局長からも御説明いたしました通り、最低掛金についてはその掛金の半額を国庫で負担するという法律になっております。この共済金額が従来一万円程度であったものを、牛馬とも二万円に改め、この分の国庫負担増を予算で考へて参る。これは補正予算に今度出ております。それから料率が上つてもやはり全頭義務加入制を強調して参り、牛馬二百五十万頭を義務制にすることにしたい。その分の事務費の増額も考へよう、それから事故防止ということについても十分予算措置を講ずる、これは新年度予算でぜひお願いしたいと思つております。かような面とあわせまして、乳牛の結核とか馬の伝染とか、こゝろといったものについてはやはりある程度法定伝染病としての追加の問題及び殺処分手当の増額の問題もございまして、あまり急激な増率は避けるというようなことを考へて、改訂の結果といたしまして、正式に決定いたしましたのは牛が二・〇三九%、改正前の一・八倍弱、馬については四・三九五%、改正前の二・四倍強というようなことで、異常に高い率の支部なり県なりにつきましては大体中敷の額を置きまして、その標準偏差の中へ納めるといふことで、異常に高いものをとにかく事故防止によつてまかなつて行く。基本の方針としてはあくまで収支のバランスというものを考へております。その辺を十分関連的にかみ合せて、そういう問題については暫定的な改正をいたし、二年半ばかりそれでやる。

そうしてなお異常に高ければ自動的に元へもどる、かようなことで農家負担の軽減、事務費の増加ということと関連いたしまして、一応の改正措置をとつたのでございます。そういう点で別途資料の掛金率の關係になつてゐるのでございまして、詳細御説明すればよいのですが、概略御説明いたします。そういう措置をとつております。以上の一環といたしまして補正予算で二億一千万円の赤字補填をやつた。これをやりませんと、現在非常に家畜の支払いが遅くなつております。国といたしまして、せつかくの再保険金が出ないために末端の連合会が、先ほど来いろ／＼出納の問題も出ておりました。家畜の重圧のためにどうしても保険金の支払いがうまく行かない。融資措置もやつておりますが、どうもやはり基本的にはこの赤字を見せんと、政府からの金が遅れているために農民に御迷惑をかけている、かような状況でございまして、計数的にははつきりしたデータによつてお願いいたしておるのであります。

○佐久間委員 詳細な御説明を承りまして、御苦心のほどはよくわかるわけでありまして。ただ二十三年度も二十四年度も赤字であるというところは、この収支のバランスで拝見したわけですが、言いますれば、結局保険料が危険率に對比して安過ぎる。しかしながらこれを急激に改正することはできない。農家負担の非常な過重といふことを考へればできないわけでありましょう。そこでどういつたものに対しては、政府が初めから補填する意思をもつて助長して行き、ある意味においては救済して行くといふような気持でなければならぬといふことも、考へられるわけでありまして、われ／＼はこれで利益をあげてどうこうといふことは毛頭考へてはおりませんが、さりとて無制限に赤字が随時出て来るような状態に放置しておくといふことも、これを看過することはできないだらうと思つてゐます。そこが非常にむずかしいところでございまして、これを共済連合会の各府県にまかせてあり、これを大きく農林省が監督している、こゝろより形勢をとつてゐるのだが、この連合会そのものがいろ／＼の赤字を背負つてゐるようなわけであつて、それには相当考へなければならぬような事態が生じてゐる。その中でこれもやつぱり巻添えを食つてゐるのではないかと。この経費が非常によけいにかつてゐるといふようなことも、われ／＼は耳にしているわけなんです。一体こゝろ事業を推進して行く上において、収入保険料と支出の保険金と見合つて、さらにそれにどのくらい経費をかけてゐるのか。これが出ないと、ほんとうの赤字をわれ／＼は考へることができない。それで、その経費のパーセンテージはどの程度見ているのか、それを聞かしていただきたい。

○編川委員 この共済団体の赤字という問題でございまして、国会の方でも、この委員会でもいろ／＼問題になりました赤字と申しますのは、これは実は諸経費の關係を抜きにしての赤字が十九億二千万円、最近になりまして二十億四千万円、いわば異常の災害が起つたために、水稻の農作の方でございまして、こゝろより農作の方で毎年出て来るわけでありまして、ところがこままでの標準被害率までは責任がある。掛金の方は通常標準掛金率でこままでの収入があるわけでございます。そこでこままでの収入でもつてこままでの責任がある。この幅がいれば連合会の責任になつてゐる。そして農作の方はこゝろより年もあるわけですが、こゝろより年とはこままでの収入があつてこままでの赤字に払ふわけでもない。従つてこれだけの赤字になるわけでありまして、従つてこまから出ましてこの辺になれば赤字になる。そして標準以上にならば赤字になります。最近の災害が多いといふことは、標準が非常に下にございまして、非常に高く出た。こゝろより以上責任は全部政府の責任になつてしまふ。概略圖で申しますと、そういうような非常な赤字になつてゐる。そこで黒字の年が非常に少く、政府の責任にどん／＼出て来ている。先ほども概算払いの話が出ましたが、こゝろの再保険の分を払うわけでありまして、こまからこままでは、やはり掛金徴収をしなければ駄目です。さういふ仕組になつておられますので、この幅の問題を整理しましたのが、農作と畜産關係の赤字の内容でございまして、

家畜につきましては、今申しましたような率が非常に実質的に高まつておりますが、これは超過保險的の考へをとおつておりません。これは割合と率が平均しておりますので、家畜については歩合によつて再保険をしておりまして、七、三と申しますか、大きく申しまして連合会責任に三割残しておきまして、七割というものを割合によつて出している、こゝろより農作の方で申しております。それが全体として払う關係がアンバランスになつて来ておりますから、今申し上げたように二倍といふような支払率になつてゐる。といふことになりまして、三割の方の責任の連合会にも赤字がで、政府にも赤字が出てゐる、こゝろより農作の赤字が出てゐる。従つて政府の方で二億一千万円の赤字が出てゐるというところは、大体七、三の例で申しますと、数千円の赤字が連合会にも当然でいてゐる。かような問題になつてゐる、それで十九億二千万円の内訳としては、こゝろより關係を押えて問題にしているわけなんです。そのほかに今御質問のようないわゆる保險の觀念が言葉で申しますと附加保険料と申します。いろ／＼な諸経費がかかつてゐる。あるいはいろ／＼な防災關係等の費用も出て参つてゐる。さういふものにつきましてはこれは全額一率でございまして、附加保険料、附加金という形でございまして、これはあまり多額の金をとらないようにわれわれも指導しております。現に国会におきまして、御承知の通り、事務費の国庫負担という面、法律にもはつきりお書きいただきました。法律の改正によりまして、家畜の關係にいたしまして、ほぼ三分の一の附加金に該当するまでは見てやる。今度の利率改訂に伴ひまして、現在補正予算にも載つております。やはり頭数表と合せまして、共済金額二万円というようなことで、国庫負担をやつていただきます。これに關連いたしまして、やはり事務費の増も出て来ております。また農作の方でも、やはり事務費の国庫負担ということ、特に職員費用等についてお

願っているわけでございます。大きな金額を国が見ているというようにございまして、二十六年度の予算の家畜の例で申しますと、事務費が大休三億六千三百三十万四千円になります。そのうち、国庫負担は約三分の一の一億二千百万円、こういった金額を国庫負担で持つて参る。しかしこれは赤字の場合においては、別の問題としてわれわれは考えているわけでございます。現在政府内部でもいろいろ財政当局と相談いたしております。赤字というものは、そういった経費的の面の赤字というものを別の問題にしまして、いわば制度の仕組上出て来る。しかも実績的にいわば公共団体の責任でないような、異常な災害の累積によつて出て来た赤字を、何とかしなければならぬということで議論しているわけであり

○佐久間委員 今のお話で、そういう組織の上に出て来た赤字を国庫負担する、その問題を取上げていられるので、経費の問題は別だというようにお考えでありますけれども、私たちとしてはやはりその赤字の出る原因は、経費というようにも関連しているのじやないかと考えられますから、将来のためにこの点をはつきりしておきたいという考えで質問しているわけなんです。おおよそ、ものを完結するためには、そういうようなことがなければ收支のバランスがうまく行くものではない、こういう観念を持っておりますから、あえてお尋ねするわけなんです。要するにこういつたような国家の仕事というものは、えてして経費お

かまいなしで、そうしてただ赤字が出れば国家が負担するんだからいいやというふうな観念で、今まで来ておられるのです。そこでわが国におきましては国家がこういつたようなことをやつて、うまく行くというようにするためにおよそ今までないもので、それではこの財政窮乏のうち、国民の負担力が非常に貧弱になつていられる際、こういふようなことをいつまでも繰返して行くとおられることは、考えなければならぬのじやないか、政治面で責任をとつて考えるべきじやないかということですが、今非常に問題になつておられる矢先でありますから、将来国家が救済するといふ建前はとつておられるのですけれども、でき得るならばできるだけ支出を少くして行くといふのが当然じやないか、こう考えるわけですか。そこで将来のことをいろいろあれこれ考え合せまして、もう少しこういう問題を掘り下げて、国会は研究する必要があると来るのじやないか、こういうふうに思つておられるわけですか。一体この赤字が年々増大することが予想されて行く組織になつておられるのを、そのまま放置しておいていいものかというようにも言われるのであります。諸外国でもこういうことをやつておられるように聞いておられるのですが、その例がございしますかどうですか。一体このシステムはどこを標準にしてやつたものか、日本独自の建前でもやつておられるのかどうか、こういうふうな何かここに資料がございしますか、ちよつとお尋ねしておきます。

○鶴川説明員 ちよつと御質問に對しまして相済みませんが、ただいま配付しましたもののページをめくつていただきたいと思います。

第一ページがけさほど大体局長なり私が説明いたしました、このたびの二億一千三百四十万三千円の算出基礎でございまして、従来の危険率であればこういふような点でございしましたが、二十五年の実績はかようなことになりましたので、要支払額の差額として、ぜひこういつたものの補填をやつていただかなければならぬ。それから第二が被害率でございまして、乳牛の結核、牛の流産、馬の伝染性貧血、牛の結核及び流産というものの事故総数に對する割合を出しております。それから次が「家畜勘定支払不足補てん金計算の基礎」といたしまして、各年度ごとに赤字が生じて参つておられる状況を明らかにいたしたわけでございます。それから次のページが特別会計の收支からいたしまして、現在非常に再保険金の支払も遅くなつて御迷惑をかけておりますが、ここにございします通りに、国庫の余裕金あるいは農業勘定で算定された基金の繰りかへ使用、これも法律上認めただいておられますが、そういうふうないろいろな手を尽してやつておられますが、現在非常に苦しい支払いの状況になつておられることが、ここにも出て参つておられるかと思ひます。現在相当に支払いの請求が来ておりまして、われ／＼補正予算が組まれ次第至急に払うといふようなこと

で、まず十月、十一月と東北等せりがございまして、代畜購入という面から非常に苦勞しておられることが、ここにも出て参るのであります。

それから最後に利率につきまして先ほどから御説明いたしました、われわれとしては相当思い切つた倍率の引上げをやらざるを得なかつたというところが、ここに出て参つておられる次第であります。

それからただいまの御質問の外国の制度については、われ／＼といたしましては、昭和四年家畜保険法を立法いたしました前に、大体これは欧州の方でございまして、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、イギリス、こういった例を参考といたしまして、特に家畜保険法といたしましては、ドイツのバリエルンの例がその基本になつたわけでございます。これは昭和四年でございまして、大分前の話でございますが、こういつたものを根幹といたしまして、この農業災害補償法に家畜共済という形で取入れて参つたわけでありまして、第一次世界大戦の後にドイツ、イタリア、こういったものは古い制度に改正を加へまして、組合組織の家畜保険を奨励いたしております。現在の欧州の事情がどうかという点は実はわからぬのでございまして、ただ農業関係一般を通じて、今年の三月から六月、アメリカの農業保険と申しま

す。主としてクロップ・インシュアランスでございまして、農作物に非常に興味を持っておりますが、日本の家畜の状況を詳しくお話しましたところ、今まで各国の制度も聞いたが、非常に完備しておられることについて、現在の世界中の制度からいって非常に学ばべき点をわれ／＼は発見した、日本の国情にも実によく合つておる、かような讃辭を呈して参りました。特に赤字の問題につきましては、向うではいろいろファンドを持つて始めておられるという関係等があり、あるいはリザーブ・ファンドとリザーブの使い方もわれ／＼もいろいろ観察上苦勞いたしました、そういうものを国なりあるいは団体が利率の上にむしろ織り込んで行く。かような長い均衡のその前に、安全な経営の方法というものがあると考えられてしかるべきだ、こんなやうなことも言つておりました。われわれとしましては、現在の日本の災害の状況からいいたしても、決しておせばかりじやなかつたのではないかと。このロウさんのレポートは観察ができておりますので、実は農林委員会等の各関係の方にはお配りしたのでございまして、御所望でございすれば、われ／＼の方は観察いたしておられますので差上げます。主として農作関係が中心でございまして、それからきょう局長が御紹介しましたところの、農家単位の共済をとつてはどうかというやうな勧告は、非常に強くロウさんの報告に出て参つておられて、それらも一つの動機になりまして、ただいま立案しておられるやうな次第でございまして、大体的様子はわかるのであり

ますが、今もアメリカの話がありまし
た通り、やはりこれは保険料にある程
度入れて、できるだけその赤字を少く
して行くという組織をどこでも
とつておる。これは私もよく承知して
おるのです。そういうような赤字が出
れば、政府に持つて行くというように
考えでなしに、できるならば自主的に
ある程度はやつて行く。しかしあまり
保険料が高くなるといふことは、これ
はどうも自己負担が過重になるので、
この点はまた別途の方法で考えて行く
というようにも、研究して行かな
ければならぬ問題であると思ふので
あります。それから先ほどあなたが
グラフの説明をなされた、ある程
度から上は政府の責任である。その下
は共済組合でその責任になる。そう
すると赤字が続いて来ると、組合に赤
字が累積して、その赤字の補填はだれ
がするの。組合の場合は政府が何か
見てやるのですか。その点を一つ：

○堀川説明員 実はいさようの議案とは
ちよつと違ひまして恐縮でございます
が、家畜の方は歩合保険をとつており
ます。それから先ほど高さを示しまし
たのは、水稲、麦、そういう農作物、
畜産の方は超過保険という形をと
つております。先ほど申し上げまし
た通り、十九億二千万円ということ
で、国会で、この農林委員会でもこ
しの二、三日ごろに非常に問題になり
ました。あの十九億二千万円というの
は、実はこの幅のものがたまたま来ま
して、そうして出て来た問題でありま
す。そうして赤字のもといたしまし
ては、先ほど申し上げました通り、
一般の附加金でもつてまかなうような

事務費的なものは一銭も入つていな
い。いわばこういうふうな累積したた
めに出て来た。この幅が累積して来
て、十九億二千万円になつてゐる。こ
れが共済団体として非常に今重圧を加
えておるから、何とかこの不足金を国
庫で負担してもらいたい、こういう要
望が強く出て来ておるゆゑでございます
ます。これは政府としてもいろいろ部
内において研究をしております、わ
れわれは財政当局にもお願いをしてお
る次第なのでございますが、まだ決定
はいたしておりません。

○佐久間委員 いろ／＼資料をこへ
提出していただいているのですが、こ
れはちよつと見たくらいでは、われわ
れ専門家でない者にはわかりませんの
で、今までの観念が違つておられたの
じやないかと思ふのです。それは大蔵
委員だからこの金額だけを承認され
ばいいのだというやうな、甘いお考え
でおいでになつたのじやないかと思ふ
ので、要求するところとしてどうか／＼出
て来る。農林委員じやありませんか
ら、あまり詳しく本質的な説明をする
必要はない、こういうやうなお考えで
おいでになつたかもしれませんけれど
も、いやしくもこれだけの金額をのむ
ためには、やはりこれは相当考へて、
大蔵委員としての責任の問題でもあり
ますし、国民の負担にこたえなければ
ならないと思ふので、十分な資料をま
ずもつて出していただいて、そして多
少は勉強させる余地をつくつていただ
かなければ、なか／＼議事の進行がう
まく行かない。印象も非常に悪くて、
農林省から来るやつには、これからど
んどん文句をつけるといふやうな考え
が起らないとも限らない。そこへ行く

と、大蔵省はやつぱり自分のひき元で
すから、前もつていろいろ／＼了解を得て
おやりになるから、スムーズに行きま
すけれども、他省関係はどうもそうい
つたやうなことがありがちであります
から、どうかひとつ今後十分そういつ
た点は御注意くださつて、如才なく前
もつて資料を配付して説明してもら
う。——と言つてはおかしいのです
が、何か部会でも開いてもらつて、そ
こで御説明いただいております、うちへ
帰つてみんなが読んで、なるほどと思
へばそれでうまい行く。いやなことを
言わないでも済むし、こちらも非常に
忙しいからだを時間をつぶさないでも
済む、こういうことに相なりうかと思
ふのであります。いろ／＼まだいた
いた資料によりまして、お聞きしたい
こともございまして、先ほど
私が申しました通り、われ／＼とい
しましては、この短かい期間にできる
だけ多くの法案を通して行きたいとい
う考えでございまして、概念だけを
質問申し上げて打切りたいと思いま
す。

○清水委員 私は根本対策についてお
伺ひしたかったのでございますが、局
長さんが見えにありません。局長
が共済組合に足らなくなつたか
ら、国庫負担でこれを補つてくれとい
うことですが、異常な病災があつたこ
とは、午前以来それ／＼尽されてお
ります。それに対して防疫対策などの点
について十分であつたかどうか。それ
から今後のこういう流行性の病災につ
いてどういふ具体策をお持ちになる
か。それからまた牧畜方面における金
融難、なか／＼銀行では貸さない、農
林中金に行つても早急に金が出ないと

いうやうな面が多々あるために、施設
的に不備なものがたくさんあるのじや
ないか、こういうことを私は憂慮す
る。その根本対策をきわめてこそ、こ
うした災害が起らなくなるのじやない
か。合風の通過とは違つて、病気に對
する対策というものは、現在のような
医療の進歩して参つておる場合にお
いては、その予防対策さえ誤らなかつ
たならば、十分防くことができるのじ
やないか。私はこういう考えを持つて
おつて、先ほど来異常な災害と言われ
るものに対して、当局のとつた処置等
についてお伺ひしたい。これが皆様方
も十分であつたかどうか、そのお考え
を承りたいと思ひます。

○堀川説明員 どうも答弁は、これは
政府委員がやるやうな大きなことで
ございまして、私の所管の範囲内の分を
お答えしたいと思ひます。牛の流
感なり結核、これは最近実に予想もし
ませんやうな猛獸をきわめましたわけ
で、特にあとになりましてのどが麻痺
する咽喉頭腫瘍というやうなことで死
んでしまふ。昨年は特に秋口から、わ
れわれも実に関係者といひまして、
県庁なりまた共済団体なり、獣医師の
皆様の非常な御努力の跡を伺つてお
るわけでありまして、本年も猛獸をき
わめました。非常な防疫対策をやら
れましたので、現在までは昨年とは違
つて、やはり防疫の措置が手早く行つ
ておる。昨年につきましては、特にあ
いいう異常の状況でございまして、な
いか、これに對するワクチンが昨年度中
にある程度目鼻がついて、ことしの夏
ごろには大分使えらうといふところま
で、はつきりして参りました。ことし
の流行時期には、それが非常に的確に

迅速に配布された。これについては畜
産当局としても、非常な努力を払つて
おります。これに對する経費の関係等
も、畜産局で持つて参るやうに伺つて
おります。県費の方も出しておるやう
に伺つております。また牛の結核は二
十二、三年ごろ、一つには牛乳という
やうな関係から、関係方面からも非常
な示唆もあり、法定伝染病にも追加さ
れ、また診断の方法もやかましくな
る。こういうやうな事態もございま
して、その結果によりまして早期発見、
早期措置、こういうものが促進され
るやうな結果にもなつて参りました。
だん／＼にあつた事象からおちつ
いて参つておるというところは言ひ得
ると思ひます。伝染につきましては、こ
れはいまだに世界的にもどうすればい
いかというところがわからない。ただも
つたない話であります。殺処分す
るというやうなことでございまして、
相当大きな殺処分手当の引上げ、これ
も法律を改正いたしまして、この前の
国会で通りました。従来三分の一の殺
処分手当が五分の四に上つたやうに伺
つております。この面等も共済の關係
と相まちなして、国会においてお認め
いただいたので、關係の有畜農家も安
心して参つたのじやないか、かやうに
考へております。逐次平常化に参つて
おるといふやうな認識を持ちまして、
この異常という考えも、二十五年度を
やつていただければ大体いいのではな
いか。これは畜産当局、大蔵当局とも
十分話し合ひまして、今度の措置をお
願ひしておるわけなのであります。今
後のこういう事故防止対策という点に
つきましては、実は利率の面から行き
ましてそれを繰り込んで、ある程度の

納得の行く料率に引上げるといふところにもおちついておりますので、われわれといたしましては、実は保険につきましては、料率等の大きな問題は、保険の審査会というものを大臣の諮問機関として持つて

被服として持つております。それへか
けました際も、こういう料率の改正と
いうことのやむを得ない点はわかる
が、抜本的に保険の支払いを多くする
ということはもつたない話で、防疫
に十分の予算を計上しろということの
強い要請がありまして、かたゞ国会
方面でも取上げていただいております
が、現在七年度予算には、われ／＼と
いたしましたは目下折衝いたしてお
る状態でございまして、相当多額では
ございますが、これ等を活用して参り
たい。かたゞ／＼もちまして、現在の畜
産局の衛生課等が中心となりましての
施策が効を奏して参りますれば、本筋
の防疫——保険が対策ではないので、
結果として農家の経営を安定させる
というところに持つて行けるのではない
か、かように考えております。

○清水委員 先ほどの御答弁の中に、料率の引上げによつて今後のあれをまかなつて行かれるというお言葉がございましたが、現在の農業経済において、料率の引上げということはなかなか困難な問題なのでありますが、これにも問題があることとごさいますし、ある程度はやむを得ないといたしましても、今後のこの保険の運用上において、それでまかなつて行かれるお見込みでございますか。それとも来年度も再来年度もこうしたものが出て来はしないか、こういうことを私どもは憂えておるのですが、今御当局のお考えになつておる筋だけでもお伺いた

したい。なお畜産方面における金融の問題についてもお伺いしたいのです。が、これは他の機会に譲りまして、その点だけお伺いしたいと思ひます。

○鶴川説明員 実率は率直に申し上げますと、大體現在の農家の負担できる限度で收支の均衡を考えておりますので、これにつきましては先ほど申し上げました通り、かまわぬ異常事故が今後もし起らないだろうという予測、並びに事故防止施設等がある程度整備されて参るのと、かような考え方で、ぎりぎり結算のところをきめておるわけであります。特に非常に異常なものにつきまします。是、県によりまた郡支部によりましては、一般の標準偏差を設けてまして、あまりにも高いやつはこの辺まで暫定的にやるといふ措置を講じたものもございます。こういったものにつきましては、二年の後におきまして、依然として率がかわらないような場合には、やはり前の率が正しいということにもなりはせぬかと思っておりますので、前段申

しました通り諸般の畜産政策の改良にもなりません。が、ぜひ十分な措置が講ぜられるようにわれ／＼も努力いたしたい、かように考えております。

○三宅(則)委員　私はただいま議題になつております農業共済再保険特別会計云々に関連いたしまして、質疑をいたしたいと思ひます。

農業共済ということにつきまして、もちろん全国的にこれは見ておることでありますが、私の選挙区は愛知県で、どちらかというと非常に災害が少ないのであります。しかしこれは一般の農家全般に関します問題でありますからして、九州に起りました

災害でも、あるいは北海道なり東北地方に起りました災害でも同じことだと思いますが、この分布の状況について少し詳しく御説明いたいただきたいのです。私の選挙区であります愛知県

ごときは非常に少い、こういうふうには私は感じておるのですが、どこが一番多いか、どこが一番少いか、あなたの御感想を伺いたい。

○鶴川龍明員 御要求によりましては、今はちよつと間に合いませんが、資料は昨年度の実績等をまとめた印刷物がございますから、明日でも……。

大體農作等につきましては危険率は、私の記憶では、愛知はあまり例年は高くないように思つております。それから家畜の実績につきましては、危険率の二十三年、二十四年の実績はただいまお配りいたしましたから、御承知かと思ひます。

○三宅剛委員 私のお伺いします事柄は、一般問題から入つて恐縮であります。農家の経営につきましては、もちろん異常な災害があつた場合に

は全国的な問題になるわけですが、私の聞くところによると、九州地方あるいは山口県、四国、土佐方面におきましては、いつも災害が多いというわけで、この災害に対しては、臨時国会等を開きまして補償する場合もあります。が、例年におきましてどういう状態であるかということを一ぺんまとめておきたい、かように思います。

次にただいま申されました家畜につきましては、今後の米の対策あるいは麦の対策に関連いたしまして、奨励しなければならぬことは当然のことである。これにつきましてその山岳地帯あるいは平野地帯いろいろあるわけであ

りますが、大体東北地方とかあるいは
関東地方が山岳地帯であると聞いてお
ります。が、なお平坦部におきまして
も、ある程度までそれに対する対策が
講ぜられておりますかどうか。きわめ

て平易な質問でありますが、御感想を承りたいと存じます。

○鵜川説明員 これは畜産当局におきまして、家畜の導入につきまして非常に力こぶを入れて、融資等についても考えておるように聞いておるのでございますが、あるいは私所管外でもございまして、責任者が参りましたて答弁させるように連絡いたしたいと思ひます。

○三宅(剛)委員 今問題になつておるのは牛と馬でありますが、牛と馬ばかりではないのであります、やぎもありますし鶏もあり豚もある。そういうふうな問題もこれに関係ないように考えられますか。それとも多少関係ありますか。その辺承りたいと思ひます。

○鵜川説明員 これは内訳にも出ておりますように、死亡廃用につきまして

は中家畜まで入っております。どれかの表をつめくつていただきますと出ております通り、死んだり役に立たないものの、死亡廃用の欄をごらんいただきますと、牛、馬のほかにはやぎとめん羊と種豚が入っております。疾病傷害も同じでございます。鶏とかそういうものは入っておりますが、中家畜までを大体含めてやっております。ただ義務強制、義務加入の線は牛馬にとどめておる。組合が総会で決議いたしました、全部ひとつ加入しようじやないか、かような義務加入ということで、いろいろ、掛金の国庫負担等の恩典がついております。そういうことは牛馬に

限っております。

○三宅(則)委員 私言うのは全部の家畜にも関係があると私は思うのですが、牛馬のみを限定して、ほかの中家畜その他のものについてはあまり問題

になつていないようでありますが、政府当局にはそういうふうなすべての家畜に考えを持つておられるかどうか。あなたとしてはどういふふうな考えを持つておるか、承りたいと思います。

○鶴川説明員　これは今後におきまして実は過去の危険率、被害率、こういつたものを数字的につかみましてやつて参らなければならぬ。そういつた点からいたしましてデータを整えまして逐次整備して参る、かようなことになつたかと思ひます。

○三宅(副)委員　私どもは牛、馬はもちろん、牛馬というものは昔から中心になつておるわけでありますが、牛馬以外にも相当利用価値のある家畜もあるわけです。特に肉食をしなければならぬということは、カプリの点につきましても、米麦に依存することなく

して、ぜひ家畜を奨励したい、こういう希望があるわけです。それにつきましては牛馬以外の家畜にも、大いにこれを浸透しなければならぬということでは当然であると思う。農林委員では、ありませんが、国全体から考えますならば、そういう方策に持つて行くことが、今後の日本の国策の一つであると考えられる。そこで米麦を奨励することはもちろん農林当局として当然であります。が、そのほかに第二次的には、家畜に基準点を置かなければならぬと私は思うのであります。それにつきましては今お話になりました牛馬ももちろんでありますが、その他のすべての家畜

につきましても、相当めんどろを見てやる。奨励もし、また保健、衛生、防疫等々につきましても、十分なる監督、指導等をしなければならぬということを考えておりますが、畜産局といたしましては、これらに対する対策を大要でつけようですから、ごく簡略に御説明願いたいと思います。

○夏堀委員長 三宅君に申し上げますが、畜産の問題にわたるようでございますから、明日畜産局長を呼んで御質問願つたらいかでしよう。——ほかにありませんか。

○宮腰委員 私もういいたします。

○夏堀委員長 次に御語りいたします。ただいま通商産業委員会において審査中の商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案につきましては、連合審査会開会の申入れをいたしたいと存じますが、この点御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。

○夏堀委員長 午前中委員長に御一任願いました諸願及び陳情書審査小委員会の小委員長及び小委員の選任につきましては、次のように決定いたしましたので、この際これを御報告申し上げます。

諸願及び陳情書審査小委員会小委員長 佐久間 徹君

小委員

浅香 忠雄君 清水 逸平君

高間 松吉君 三宅 則義君
内藤 友明君 宮腰 喜助君
松尾トシ子君 深沢 義守君
上林與市郎君
にお願いいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十七分散会

〔参照〕

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

財産税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年十一月二十日印刷

昭和二十六年十一月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所